

# スプリンクラー設備 消防機関へ通報する火災報知設備 の設置基準が改正されます！

平成 27 年 4 月 1 日から



平成 25 年に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災を受け、スプリンクラー設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準が見直されました。

## ■対象となる事業所

- 老人短期入所施設
- 老人短期入所事業を行う施設
- 軽費老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 特別養護老人ホーム
- 有料老人ホーム
- 救護施設
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護施設
- 養護老人ホーム
- ◎短期入所施設
- その他の類似施設 (お泊りデイサービス等)
- 障害児入所施設
- ◎障害者支援施設
- 乳児院
- ◎共同生活援助を行う施設

●は避難が困難な要介護者、◎は避難が困難な障害者等を主として入居・宿泊又は入所させるものに限ります。

Check!

## スプリンクラー設備について

現行基準では、主に要介護状態の方などが入所する社会福祉施設等については、延べ面積 275 m<sup>2</sup>以上のものに、スプリンクラー設備の設置が必要ですが、平成 27 年 4 月 1 日以降、**上記対象事業所に該当する場合は、原則延べ面積に関係なく設置しなければなりません。**

※総務省令で定める避難時要介助者数の割合や特定の構造を有する場合など、条件により基準適用が異なる場合があります。

改正前

延べ面積 275 m<sup>2</sup>以上で設置必要



改正後

面積にかかわらず全て設置必要

Check!

## 消防機関へ通報する火災報知設備について

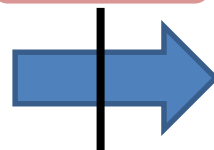
平成 27 年 4 月 1 日以降、**上記対象事業所に該当する場合は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置が必要になります。**



## いつまでに設置が必要？

この改正に係る法令は、平成 27 年 4 月 1 日に施行されますので、施行後は法令に定める基準に従い消防用設備等を設置する必要があります。ただし、既存の事業所（施行時に新築、増築、改築等の工事中の場合を含む）については、平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられています。

平成 27 年 4 月 1 日  
改正法令施行



既存の場合

平成 30 年 3 月 31 日  
まで経過措置

甲 賀 広 域 行 政 組 合 消 防 本 部			
予防課	TEL 63-7932	甲南消防署甲賀分署	TEL 88-7701
水口消防署	TEL 63-1119	信楽消防署	TEL 82-0119
水口消防署土山分署	TEL 67-1199	湖南中央消防署	TEL 72-0119
甲南消防署	TEL 86-3119	湖南中央消防署湖南石部分署	TEL 77-2119

このお知らせに関するお問い合わせは上記連絡先まで